

スポーツ審議会の概要

平成27年10月のスポーツ庁の設置に伴い、スポーツに関する施策の総合的な推進等について審議するため、スポーツ庁にスポーツ審議会を設置。

1. 所掌事務 (文部科学省組織令第92条)

- (1) スポーツ庁長官の諮問に応じてスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項(注1)を調査審議すること
- (2) 上記の重要事項に関し、スポーツ庁長官に意見を述べること
- (3) 法令に基づきその権限に属させられた事項(注2)を処理すること

(注1) 第5期スポーツ審議会委員に期待される役割

- ・スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現(スポーツ基本法)の具現化。
- ・第3期スポーツ基本計画に基づく施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえた今後のスポーツ行政の目指すべき方向性の提示。

(注2) 法定審議事項

- ・スポーツ基本計画の決定及び変更(現行計画期間は令和4年4月～令和9年3月)
- ・スポーツ団体(JSP0、JOC、JPSA等)に対する補助
- ・スポーツ振興投票の停止命令
- ・スポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画の認可

2. 委員 (スポーツ審議会令第2条及び第3条)

20人以内で学識経験のある者のうちからスポーツ庁長官が任命。

任期：2年(再任可)

※ この他、必要があるときは部会並びに臨時委員及び専門委員を置くことができる。

(参考) 過去のスポーツ審議会答申一覧

- ・令和5年9月22日
スポーツ団体ガバナンスコードの今後の在り方について
- ・令和4年3月3日
第3期スポーツ基本計画について
- ・令和元年8月27日
スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞について
- ・令和元年6月10日
スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞について
- ・平成30年8月6日
スポーツ実施率向上のための行動計画について
スポーツ国際戦略について
- ・平成29年3月1日
第2期スポーツ基本計画について